

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和 2 年 7 月 1 日
農林水産大臣公表

(一部変更：令和 4 年 12 月 23 日)

目次

前文	1
第1章 基本方針	3
第1 基本方針	3
第2章 発生予防対策	6
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	6
第2－1 平時からの取組	6
第2－2 発生に備えた体制の構築・強化	9
第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策	12
第3－1 浸潤状況を確認するための調査	12
第3－2 予防的ワクチン（法第6条第1項）	15
第3章 まん延防止対策	34
第1節 豚等における対応	34
第4 異常豚の発見及び検査等の実施	34
第5 病性等の判定	44
第6 病性等判定時の措置	47
第7 発生農場等における防疫措置	52
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	59
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	60
第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	67
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	69
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	71
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	79
第14 家畜の再導入	81
第15 発生の原因究明	83
第2節 野生いのししにおける防疫対応	84
第16 感染の疑いが生じた場合の対応等	84
第17 病性の判定	85
第18 病性判定時の措置	86
第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）	89
第20 移動制限区域の設定（法第32条）	90
第21 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	95
第22 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	97
第23 ウイルスの浸潤状況の確認等	99
第24 経口ワクチンの散布	101
第4章 その他	102
第25 その他	102
【参考】	103
豚熱の診断マニュアル	103
登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱	115

豚の評価額の算定方法.....	118
-----------------	-----

※ 留意事項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について
(令和4年12月23日付け4消安第5192号農林水産省消費・安全局長通知。令和5年11月15日一部改正。)

前文

- 1 豚熱^{ぶたねつ}は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都のワクチン接種農場の飼養豚等において、豚熱の感染が確認されており、令和4年12月現在、18都県85例の発生が確認されている。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、野生いのししの感染状況等を考慮し豚等への感染リスクが高い地域を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定しているが、接種地域においても一定の発生が継続して確認されている。ワクチンは適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚等が一定数存在することが避けられず、感受性のある豚等が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことができないことから、接種地域においても豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、「豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）」（令和3年1月15日食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第71回牛豚等疾病小委員会第14回拡大豚熱疫学調査チーム検討会合同会議）でも豚熱の推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱のアジアにお

ける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。

- 6 さらに、4の中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、豚熱の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県が行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 また、豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。

る。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししの豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生いのししにおける豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介した豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。

- (4) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
 - ① 法第 51 条に基づく農場への立入検査（原則として、年 1 回以上実施する。）
 - ② 研修会の開催
- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第 9 の 1 の（１）又は第 20 の 1 の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項 2】 畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

- (9) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (10) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 感染拡大の防止のためにワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (4) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
 - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。
 - ③ 豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
 - ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。
- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。
 - ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民への説明を行う。

- ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める。また、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民への説明を行う。
- （４）大規模所有者のうち、特に豚等の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2－2 の 2 の（４）の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 豚等の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民への説明等）

- （５）発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、（１）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、（２）から（４）までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項 4】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

- (6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
- また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。
- (7) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (8) 豚等及び野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見するための検査体制を整備する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、豚熱には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

【留意事項5】抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

- 1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。
- 2 95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
1～18戸	全戸
19～25戸	19戸
26～34戸	26戸
35～49戸	35戸
50～100戸	45戸
101戸以上	55戸

- 3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。
- 4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

【留意事項6】種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

【留意事項7】病性鑑定材料を用いた調査における豚熱の検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

1 抗原検査

遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）、蛍光抗体法及びウイルス分離

2 血清抗体検査

エライザ法又は中和試験

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項8】死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項9】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年12月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項10】野生いのししの豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲された野生いのししの場合は血液、死亡した野生いのししの場合は血液（血液を採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓、腎臓又は耳介を用いて遺伝子検出検査を実施すること。また、血液が採取できた場合には、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙１「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

なお、リアルタイムＲＴ－ＰＣＲ検査では、制限酵素処理による判定等ができないことから、野生いのししにおける初発事例においては、検体をＲＴ－ＰＣＲ検査及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する確定検査により行うこと。また、リアルタイムＲＴ－ＰＣＲ検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、ＰＣＲ検査を実施すること。

５ 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、１から４までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

６ １から４までの調査等を行う調査員の遵守事項

（１）１から３までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第５の１の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

（２）４の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項 11】野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあつては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きに従って指導する。

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

(3) 都道府県知事は、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、次に掲げる者による接種を行わせることができる。

① 都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）

② 都道府県知事が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）において、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して都道府県知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

【留意事項12】 知事認定獣医師の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した獣医師（獣医師の属する団体を含む。）を知事認定獣医師（防疫指針第3-2の1の(3)の①の知事認定獣医師をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定後は別記様式1を参考に認定証を発行する（別記様式1については、必要に応じて項目を加除して発行すること）。

1 適時性

- (1) 定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。
- (2) 別記様式 2 により豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、留意事項 14 に基づく対応を適時に行うことができると認められること。

2 適切性

- (1) 都道府県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。
- (2) 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。
- (3) 別記様式 2 により豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあっては、農場における接種が適切なものとなるよう、留意事項 14 に基づく対応を適切に行うことができると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

【留意事項 13】登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

1 登録飼養衛生管理者の要件

都道府県知事は、都道府県が行う研修会を修了するなどにより以下の要件を満たすと判断した飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 の 2 第 1 項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第 3－2 の 1 の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、登録のためには研修会に参加の上、修了する必要がある。研修会については、別紙 2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき実施すること。

(1) 適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項 33 までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

(2) 適切性

- ① 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。
- ② 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

2 認定農場の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した農場を認定農場（防疫指針第 3－2 の 1 の（3）の②の認定農場をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定した場合は、その旨を農場宛て通知する。

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

(2) ワクチン管理体制

豚熱ワクチンの適時適切な接種及び防疫指針第3-2の2の(5)の厳格な管理に係る3の作業手順書を作成し、防疫指針第3-2及び留意事項13から33まで(留意事項15、17、20、21を除く。)において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること。

3 作業手順書の作成及び適切な実施

認定を受けようとする農場は、次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付ける。作成に当たっては、防疫指針第3-2及び留意事項13から33まで(留意事項15、17、20、21を除く。)を参考とする。登録飼養衛生管理者は、当該作業手順書に従って作業する。

- (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
- (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること。
- (3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること。
- (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。
- (5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。
- (6) その他必要な事項。

【留意事項 14】登録飼養衛生管理者に対する家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督

- 1 家畜防疫員又は知事認定獣医師が登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、診察を行った上で、別記様式2により豚熱ワクチン接種票を交付するとともに、知事認定獣医師にあつては、都道府県にその写しを提出する。なお、知事認定獣医師にあつては、豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施すること。
- 2 また、家畜防疫員又は知事認定獣医師は、診察のための農場訪問の機会等において、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認すること。知事認定獣医師にあつては、登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、都道府県に報告すること。都道府県知事は、認定農場の認定及び登録飼養衛生管理者の登録の取消し等を実施する場合は、留意事項19を参照すること。

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

【留意事項 15】 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第3-2の2の（1）のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第3-2の3の（1）によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

（2）都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

- ① 接種区域（接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方
- ② 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期
- ③ 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
- ④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）
- ⑤ 接種後の標識の方法
- ⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
- ⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- ⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
- ⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

【留意事項 16】 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式3-1及び3-2により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

1 接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

接種区域は、防疫指針第3-2のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するように設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を

明示するために適当なものに基づき設定する。

2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種区域内の全ての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

ワクチン接種プログラムの開始年にあつては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月ごとに見積もることとする。

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師の人数については、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。登録飼養衛生管理者については、総人数とともに、認定農場数を明示する。

また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者においては、その氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

5 接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあつては、同条の規定の例により）、英字の「V」を接種豚等の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。なお、接種区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

6 接種農場の出荷先となると畜場

接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該接種区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚等の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種に必要な知識（技術的及び事務的な事項を含む。）及び技術を習得し、並びに向上させるための講習会等の開催等について明示する。

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。さらに知事認定獣医師による適切な接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行うこと、登録飼養衛生管理者による適切な接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行うことを明示する。

9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

防疫指針第3-2の6の（1）のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内のワクチン使用数量及びワクチン接種農場の戸数を2か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。

（3）ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

（4）都道府県知事による接種区域の設定

- ① 都道府県知事は、（3）により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。
- ② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における（1）の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

（5）都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第 50 条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第 50 条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

【留意事項 17】 知事認定獣医師に対する法第 50 条に基づくワクチン使用許可の要件

- 1 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して以下の要件を満たすと判断した場合、法第 50 条に基づくワクチン使用を許可することができる。
 - (1) 申請に係る接種対象農場以外への接種及びワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。
 - (2) 使用予定期間を遵守すること。
 - (3) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第 7 条の規定の例により標識を付すこと。
 - (4) ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。
 - (5) ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。
- 2 都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、知事認定獣医師に対して必要に応じて法第 52 条に基づく報告を求める。

【留意事項 18】 認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対する法第 50 条に基づくワクチン使用許可の要件

- 1 都道府県知事は、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対して、以下の要件を満たすと判断した場合、法第 50 条に基づくワクチン使用を許可することができる。
 - (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員等を除く。）が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
 - (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。
 - ① 留意事項 14 に基づく家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
 - ② 作業手順書に従うこと。
 - ③ 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。
 - ④ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第 7 条の規定の例により標識を付すこと。
 - (3) 留意事項 25 に基づき、ワクチン等の管理を適切に実施すること。
 - (4) ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。

2 都道府県は、認定農場における1の要件の遵守状況を確認するため、原則として、次の事項を定期的実施するものとする。なお、都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、必要に応じ、認定農場に対して法第52条に基づく報告を求めることとする。

- (1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチン使用数量を毎月突合すること。
- (2) 少なくとも年1回は立入検査を実施すること。
- (3) 少なくとも年1回は免疫付与状況確認検査を実施すること。

【留意事項19】 法第50条に基づくワクチン使用許可の要件に違反した場合の対応

- 1 知事認定獣医師が留意事項17の1に掲げる要件を遵守していないと都道府県知事が認める場合には、速やかに当該使用許可を取り消すとともに、知事認定獣医師の認定を取り消すこととする。
- 2 認定農場又は登録飼養衛生管理者が留意事項18の1に掲げる要件を遵守していないと都道府県知事が認める場合には、速やかに当該使用許可を取り消すとともに、登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定を取り消すこととする。
- 3 法第50条又は関係法令に違反するものと判断されるときは、罰則の対象となるおそれがあることに留意し、都道府県は厳格に対応すること。なお、要件違反の程度が軽微である場合は、当該農場に要件を遵守するよう指導することとし、当該指導の内容については、書面により通知することとする。当該農場が当該指導に従わない場合には、当該使用許可、登録及び認定を取り消すこととし、1年間は再度の使用許可、登録及び認定を行わないこととする。
- 4 都道府県は、使用許可、登録及び認定の取消しを行った場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

(1) ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚熱の発生状況や豚熱感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

(2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2の(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

【留意事項20】 接種推奨地域の見直し及び都道府県による接種区域の設定の見直し

都道府県による接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

【留意事項21】 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚等のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないことを確認することとする。

1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立ち入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

(1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ⑧ 糞尿処理施設（堆肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚等の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

(2) 主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。
- ② 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入

時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。

- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚等や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ 接種区域からの豚等の導入がされていないこと（接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

2 定期的な検査の要件

飼養されている豚等における豚熱ウイルスの感染の有無について定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

(1) 検査方法

3か月に1回、臨床検査、遺伝子検出検査及びエライザ検査を実施する。

(2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

- (1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。
- (2) 移動先の施設に豚等を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。
- (3) 移動先の施設で利用した豚等は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

(4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

【留意事項 22】 豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等 6 か月以上飼養する豚等については、初回接種から 6 か月後に補強接種、補強接種後は 1 年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大 4 回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

【留意事項 23】 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

- (1) と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和 47 年 6 月 20 日付け環乳第 52 号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知））に基づき、ワクチン接種日から 20 日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等
- (2) 哺乳豚（ただし、動物衛生課と協議の上、接種できるものとする。）

2 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、1 の（1）の豚等については出荷が終了するまでの間、1 の（2）の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれ接種区域外で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、報告徴求等の措置を継続する。

5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。
また、届出内容に変更が生じた場合は、その都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第 7 条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者

にあつては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

【留意事項 24】 ワクチン接種時の豚等の健康状態の確認等

- 1 家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。
- 2 家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

(3) ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録等を行う。

【留意事項 25】 ワクチン等の管理

- 1 ワクチンの保管に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 添付文書に従い適切に冷蔵保管すること。
 - (2) 他の容器に移し替えて保管しないこと。
 - (3) 必要なワクチン数量以上を保管しないこと。
- 2 家畜防疫員にあつては、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンの容器を接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあつては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。
- 3 知事認定獣医師にあつては、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材及びワクチンの容器については適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。
- 4 登録飼養衛生管理者にあつては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材については適切に処理することが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行うとともに、使用したワクチンの容器を、消毒を実施の上で都道府県に返却する。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、認定農場からの報告等により、認定農場が使用したワクチン数量を確実に把握する。

(4) 豚等の管理

接種農場は、(1)の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等

の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

【留意事項 26】 豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれがないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(6) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場へのお荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

【留意事項 27】 接種区域内の豚等の移動

接種区域内において、他の農場へ豚等を移動させる場合は、お荷前日にお荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
 - イ 接種区域外の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
 - ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること

【留意事項 28】接種区域外への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動

1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

（1）豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒のための移動

- ① 豚等の死体については、豚熱の疑いがないものに限り移動を可能とし、豚熱を疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。
- ② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。
- ③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ マニフェストについて、確実に保管する。

（2）接種区域外の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
- ② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

- ③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、接種農場について必要な検査を実施する。

【留意事項 29】 接種農場の免疫付与状況等確認検査

1 検査の目的及び実施体制

- (1) 都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における母豚の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後少なくとも 40 日以上経過した個体（より正確に接種適齢期を検討する場合には、ワクチン接種後 90 日以上経過した個体）を対象に、原則として、初回接種後に 1 回目、その後は 6 か月ごとに抗体検査（原則としてエライザ検査）を実施する。
- (2) このほか、都道府県が発生の予防のために必要と認める場合は、2 に掲げる検査対象に限らず、追加で免疫付与状況に関する検査を行う。
- (3) また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検出検査を実施する。

2 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、原則として、各都道府県内のワクチン接種農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。）を対象に、母豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に抽出する。各検査回の検査対象及び検査法については以下（1）～（3）のとおり実施する。家畜防疫員等は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、原則として、農場当たり少なくとも 30 頭（原則として、各豚舎から 5 頭以上。以下本項において同じ。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。なお、抽出に当たっては、都道府県内の戸数、農場における飼養頭数規模、免疫付与状況等を勘案し、都道府県が必要と判断する農場及び検査対象を抽出して差し支えない。

- (1) 接種後 1 回目検査：母豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。そのうち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。
- (2) 2 回目検査：初回接種後の母豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、母豚を飼養する農場について、1 回目の補強接種後 40 日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。
- (3) 3 回目検査以降：母豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。同一の農場において母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも 30 頭を抽出する。

母集団	標本数
-----	-----

1～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて

過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価 1 倍以上を陽性と判定する。

- (1) 1 の検査において、農場の抗体陽性率が 80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が 80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。
- (2) 1 の検査において、農場の抗体陽性率が 80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。
- (3) (1) 又は (2) において抗体陽性率が 80%に満たない場合は、母豚の中和抗体価の分布等を踏まえ、母豚の免疫付与状況が変化すると考えられるまでの期間について、一括して動物衛生課と協議することで差し支えない。
- (4) (1) ～ (3) に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあっては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

4 報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、別記様式 4 により動物衛生課に報告する。

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

【留意事項 30】 ワクチン接種豚等のと畜場又は他の農場へのお荷の際の確認等

- 1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者による臨床症状の確認を行い、豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行う

とともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。

- (1) 血液検査（白血球数測定）
- (2) 遺伝子検出検査

2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

- (1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- (3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。
- (4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (6) 移動経過を記録し、保管する。

7 と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚等の搬入を拒んではならない。

- (1) 車両消毒設備が整備されていること
- (2) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること
- (3) 定期的に清掃・消毒が行われていること
- (4) 車両の出入り時の消毒が徹底されていること
- (5) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

【留意事項31】と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-2の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

2 生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

3 定期的な清掃・消毒の実施

- (1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないよう、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。
- (2) 接種豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

6 その他

- (1) 車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。
- (2) 接種区域からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

8 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合におけるまん延防止措置については、第3章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第9の1及び第20の1による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

【留意事項 32】 接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第9の1及び第20の1で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

9 ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10 接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第12条の2に基づき農林水産省に報告する。

【留意事項 33】 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、2か月ごとにとりまとめ、別記様式5により翌奇数月15日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

1 都道府県内のワクチンの数量

都道府県による購入数量並びに家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者による使用数量、接種数量及び廃棄数量。

2 ワクチン接種農場の戸数

家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者による接種戸数並びに接種頭数の内訳。

11 ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。